

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（案）」等に関する意見募集の結果について

平成28年 月 日  
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、本年11月10日（木）から12月9日（金）まで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（案）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して2件の御意見が寄せられ、御意見に対する当委員会の考え方について、別紙1及び別紙2のとおりいたしました。

また、本日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」を定めましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様には感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（案）」に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見	当委員会の考え方
1	番号法第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（案）第三条第三項について ・総務大臣に通知する場合は、事務が「前条第一項各号」に該当する場合のみでしょうか。それとも特定個人情報や情報照会者・提供者を含め「前条各項」に該当する場合でしょうか。	後者を意図するものであり、貴見を踏まえ、番号法第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（案）第三条第三項中「前条第一項各号」を「前条各項」に修正させていただきます。

## 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報」の範囲の限定に関する規則（案）」に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見	当委員会の考え方
1	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条により読み替えて準用する法律第22条第1項に規定されている、「限定条例」について、そもそもこのような例外的な条文を設けた理由は何でしょうか。制定趣旨をご教示ください。</p> <p>また、地方公共団体で制定する限定条例において、制限をかけることが想定される事務として、具体的にどのような事務を想定して当該条文を規定したのでしょうか。</p> <p>同じ個人番号を扱う事務として法で規定された事務は制限できず、条例で定めた独自利用事務は限定条例で制限できるという理由についても、併せてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>本意見募集は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（案）に関するものですので、御質問は本意見募集の対象外となります。</p>